

## さいたま国際芸術祭2023市民プロジェクト（公募プログラム）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、さいたま国際芸術祭2023（以下「国際芸術祭」という。）における市民プロジェクトにおいて、自らの事業（プロジェクト）を発表したいという意欲にあふれる個人又は団体を公募により選出し、国際芸術祭のコンセプト及びテーマを踏まえた事業を展開することにより、あらゆる人に、文化芸術を創造・享受する機会を提供し、心豊かに生活できるまちの創出につなげるとともに、文化芸術による本市のプレゼンス向上に寄与するプログラム（以下「公募プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （応募することができる者）

第2条 公募プログラムに応募することができる者は、国際芸術祭において自らの事業（プロジェクト）を展開したいという意欲にあふれる者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に文化芸術活動の本拠を有する者又は市外に文化芸術活動の本拠を有するが、当該活動に十分な実績を有し、当該活動を本市において実施しようとする者。
- (2) 団体の場合にあつては、規約若しくは会則又はこれらに代わるものを有すること。
- (3) 特定の政党活動又は宗教活動を行っていないこと。
- (4) 租税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）
- (3) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

### （対象事業）

第3条 対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、さいたま市内において公開により展開し、さいたま市の文化芸術活動を市内外へ広く発信することができる事業で、当該事業を実施しようとする者が会場を確保して実施することを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する事業
- (2) 営利を主たる目的とする事業

- (3) 寄附を目的とする事業
- (4) 学校、企業、事務所及びこれらに準じる団体の内部で実施する事業
- (5) 教授所、教室等が行う稽古事、習い事等の発表会、団体の通常の総会、集会、講習会等
- (6) シンポジウム、講習会、出版、又は収集に限られる事業
- (7) さいたま市やアーツカウンシルさいたまが交付する補助金、助成金等を受けて実施する事業

(応募)

第4条 公募プログラムに応募しようとする者は、別に定める期間内に、公募プログラム企画提案書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して、さいたま国際芸術祭実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体の場合にあつては、構成員名簿
- (2) 団体の場合にあつては、規約若しくは会則又はこれらに代わるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 前項に定めるもののほか、応募に関し必要な事項は、別に定める。

(決定)

第5条 さいたま国際芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、前条の規定による応募があつたときは、別に定める基準により、当該応募に係る書類の審査等を行い、対象事業を決定するものとする。

(負担金の交付)

第6条 実行委員会は、対象事業の実施において負担する経費等について必要な事項を定めるため、当該対象事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）と協定を締結し、予算の範囲内で負担金を交付するものとする。

(状況報告)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し、対象事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 事業実施者は、前項の規定による報告の求めがあつたときは、書面により会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業実施者は、対象事業が完了したときは、会長が指定する期日までに、対象事業の成果を記載した報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 収入支出の決算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(決定の取消し等)

第9条 会長は、事業実施者又は対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、決定を取り消すことができる。

- (1) 対象事業を実施する会場が確保できないときその他対象事業の実施が困難と認めるとき
- (2) 偽りその他不正の行為により応募したとき
- (3) 前号に掲げる場合のほか、対象事業が国際芸術祭の事業としてふさわしくないと会長が認めたとき。

(事務の委託)

第10条 実行委員会は、次に掲げる事項に係る公募プログラムの実施に関する事務を委託することができる。

- (1) 公募プログラムの募集及び応募の受付に関すること
- (2) 審査に関すること
- (3) 負担金の交付に関すること
- (4) 状況報告及び実績報告に関すること
- (5) 前4号に掲げる事項に附帯する事務

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。